

昭和村建設工事請負業者選定要領の全部を改正する要領

昭和村建設工事請負業者選定要領（昭和 63 年）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、昭和村建設工事入札審査会設置要綱（昭和 63 年昭和村要綱第 2 号）第 2 条に定める事項を公正に処理することを目的とする。

（入札参加資格申請書の受理）

第 2 条 村長は、建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規則に基づく建設工事入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）が定める様式に基づき必要な添付書類が添付されていることを確認のうえ受理しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格について、承継等の事実を証する書類、建設業許可証明書等必要な書類を添えて建設工事入札参加資格の承継を申請することができる。

(1) 昭和村建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていた者から営業資産を承継した者

(2) 資格者名簿に登載されていた法人が、名簿に登載される際に所有していた営業資産をもって設立した法人

(3) 資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併して設立した法人

（資格審査）

第 3 条 審査会は申請書を提出した者について、申請書、その他添付書類及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく経営に関する事項の審査結果を基に、その資格を審査し、判定するものとする。

2 審査会は、資格審査を合格したものについて、資格者名簿を作成する。なお、この名簿の有効期間は、次の名簿作成までとする。

3 審査会は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていない者、同法第 27 条の 23 の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者については、競争入札参加資格者とすることはできない。

4 審査会は、過去 2 年以内において、次の各号のいずれかに該当すると認められる

者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者については、競争入札参加資格者としなないことができる。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質、数量に関し不正の行為を行った者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 納付すべき村税（法人及び代表者）及び公共料金（水道料金、下水道使用料）等を完納していない者

5 工事主管課長は申請書を提出した者について、過去 2 年以内において、その所管に係る工事の施工に関し、前項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その事実を詳細に記載し、総務課長を経て審査会の委員長に報告しなければならない。なお、資格者名簿に登載されている者についても、その事実が生じた場合は、また同様とする。

(級別格付けの審査)

第 4 条 審査会は、第 3 条の資格審査に合格した者について、必要に応じ建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項の審査の結果の数値（以下「客観数値」という。）と第 5 条の 2 の規定により採点した数値（以下「主観数値」という。）とを総合勘案した数値(以下「総合数値」という。)等により工事種類別の施工能力を判定し、級別の格付けを行うものとする。

(級別格付けの基準)

第 5 条 級別格付けの基準は、建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規則第 2 条別表 1 のとおりとする。

(主観数値の算出方法)

第5条の2 主観数値は、次に掲げる各号ごとに別表第1により算出した評点を合計した数値とする。

- (1) 公共事業での指名停止の期間及び文書通告の有無
- (2) 昭和村での災害応急対策業務に関する協力の有無
- (3) 昭和村での除雪作業の有無
- (4) 昭和村での地域貢献活動等の有無

(発注請負金額区分)

第6条 級別格付けされた業者への発注の基準とする請負工事金額は、建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規則第2条別表第2のとおりとする。

- 2 等級区分による設計金額は、2割を限度に増減することができる。ただし、災害等特別の場合はこの限りではない。
- 3 前記以外の工事種別については、村長がその都度定めるものとする。
- 4 前記発注金額は、級別格付けを行う年の当初の審査会において、経済実情、業者の登録状況により審査改訂することができるものとする。

(指名業者の選定)

第7条 指名競争入札の方法により、建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、工事主管課長は指名業者を記載しない起工伺い書類を作成し、村長の決裁を受けた後、入札審査会付議調書を作成し、関係書類を添えて総務課長を経て指名業者の選定を審査会に付議しなければならない。

- 2 前項の付議を受けた審査会は、資格者名簿に登載された者の中から、当該工事の設計金額に応じ、これに対応する等級に属する有資格者の中から指名業者を選定するものとする。なお、必要がある場合は上位等級に属する有資格者を選定することができる。
- 3 審査会は、指名業者を選定するにあたっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 不誠実な行為の有無、その他現況の信用状態
 - (2) 技術者の状況

- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 当該工事に対する地理的適正
- (5) 当該工事施工についての技術的適正
- (6) 審査会の委員長は、審査会が指名業者を選定したときは、入札審査会付議調書に決定事項を記載のうえ、関係書類とともに工事主管課長に回送しなければならない。

4 審査会は、指名業者を選定するときは、発注金額に応じ次表の区分による数の指名業者を選定するものとする。ただし、必要のある場合は適宜加減できるものとする。

発注標準額 等級	A	B	C
選定人数	7人以上	5人以上	3人以上

(指名通知の方法)

第8条 工事主管課長は、入札審査会付議調書の回送を受けたときは、入札執行の伺い書類を作成し、入札審査会付議調書を添付して村長の決裁を受けた後に指名競争入札執行通知書により指名業者に通知するものとする。

(随意契約による場合の業者の選定)

第9条 随意契約の方法により建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合、契約担当者は、資格者名簿に登録された者の中から業者を選定しなくてはならない。

(業者選定の特例)

第10条 特に緊急を要する工事、特別の技術を要する工事、及び軽微な工事等の特別の理由があるときは、工事主管課長は資格者名簿に登録された者の中から業者を選定することができるものとする。

(秘密の保持)

第11条 指名業者の選定等については、取扱者以外の者に漏れないよう、秘密の保持に十分注意しなければならない。

(調査、測量、設計及びコンサルタント業務に係る業者の選定等)

第 12 条 調査、測量、設計及びコンサルタント業務並びに物品の購入、製造の請負関係業者の審査及び選定等については、本要領の例による。

(共同企業体の等級別格付けの審査の特例)

第 13 条 共同企業体の等級別格付けは、共同企業体構成業者の審査結果の数値の平均（整数未満の端数については、四捨五入とする。）とする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表第1 主観数値の評点方法（第5条の2関係）

<p>指名停止の期間及び文書通告</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2ヶ年において、公共機関等より、一定期間の指名停止措置を受けた者は、次の期間に応じた数値とする。</p> <p>4ヶ月 ー 20点</p> <p>1ヶ月以上4カ月未満 ー 10点</p> <p>1週間以上1カ月未満 ー 5点</p> <p>2 文書通告が2回以上あった場合はー3点とする。</p>
<p>災害応急対策業務に関する協力</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2ヶ年において、村が要請し、災害応急対策業務のために従事した回数1回につき3点を加点する。ただし、15点を上限とする。</p>
<p>除雪作業</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において建設課が確認した除雪作業業務の回数により次の区分のとおり加点する。ただし、回数は年間として算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回以上10回未満 5点 ・ 10回以上20回未満 10点 ・ 20回以上 15点 <p>2 村と除雪契約を締結している場合は除雪機械の基準日現在の保有状況により、次の区分により加点する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1台 5点 <p>注1 除雪作業は、除雪、砂散布とする。</p> <p>注2 対象とする除雪機械は所有する機械とする。</p>
<p>地域貢献活動等</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において、会社としての活動として昭和村内での(1)～(4)のいずれかの事項に該当する活動を年間2回以上実施した場合、次の数値とする。 10点</p> <p>(1)道路清掃等のボランティア活動</p> <p>(2)河川等の環境保全のための活動</p> <p>(3)建設業を活かした地域貢献活動</p> <p>(4)スポーツイベント等へのボランティア活動</p> <p>2 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において、中学生の職場体験、高校生以上のインターンシップ（1回当たり 2日以上）及び小学校等の総合学習の受け入れを行った場合、次の数値とする。 10点</p> <p>3 審査基準日において、住民票を有する昭和村村民を雇用している場合は、正規職員1名につき5点、正職以外で1年以上雇用1名につき2点とする。</p> <p>4 審査基準日において、昭和村消防団員がいる場合、次の区分により加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の役職員 10点 ・ 正職以外で1年以上雇用 5点 <p>5 審査基準日において、昭和村の役職員等がいる場合、次の区分により加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤の特別職（消防団を除く） 10点 ・ その他、任意の組織・審議会 5点